

「労働施策基本方針」が 策定されました

働き方改革の意義、
国の労働施策に関する基本的事項を
まとめています

このリーフレットの内容

はじめに

労働者が能力を有効に発揮できるようにすることの意義 ······ P 1

労働施策基本方針に掲げる施策一覧 ······ P 2

労働施策に関する基本的事項 ······ P 3

1. 労働時間の短縮等の労働環境の整備 ······ P 3

2. 雇用形態又は就業形態の異なる労働者の間の均衡のとれた待遇の確保、
多様な就業形態の普及及び雇用・就業形態の改善 ······ P 4

3. 多様な人材の活躍促進 ······ P 5

4. 育児・介護又は治療と仕事の両立支援 ······ P 6

5. 人的資本の質の向上と職業能力評価の充実 ······ P 7

6. 転職・再就職支援、職業紹介等に関する施策の充実 ······ P 7

7. 働き方改革の円滑な実施に向けた取組 ······ P 8

労働者が能力を有効に発揮できるようにすることに関する

その他の重要事項 ······ P 9



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省・都道府県労働局
ハローワーク

はじめに

- 我が国の労働制度と働き方においては、長時間労働、非正規雇用労働者の待遇、女性・高齢者等の労働参加、中小企業等における人材確保など、様々な課題が存在します。
 - 働き方改革は、こうした課題を解決し、労働参加率の向上、働く方のモチベーションの向上、生産性の向上などにつなげるとともに、国民一人一人の生活を向上させるために重要です。
 - 平成30年12月に、国は「労働施策総合推進法」^(※)に基づく労働施策基本方針を閣議決定しました。
- (※)労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律
- 本方針では、働く方がその能力を有効に発揮することができるようにするため、働き方改革の意義やその趣旨を踏まえた国の労働施策に関する基本的な事項などを示しています。

労働者が能力を有効に發揮できるようにすることの意義

働き方改革の必要性

- 誰もが生きがいをもってその能力を最大限発揮することができる社会を創るために、働く人の視点に立ち、我が国の労働制度の改革を行い、企業文化や風土を変え、働く一人一人がより良い将来の展望を持ち得るようにすることが必要です。
- 働き方改革の推進は、多様な働き方を可能とすることにより、自分の未来を創っていくことができる社会を実現し、意欲ある人々に多様なチャンスを生み出すものであり、同時に**企業の生産性や収益力の向上**が図られるものです。
- 働き方改革の実現に向けて、国は、本方針で示した基本的な考え方や中長期的な方向性に基づき、**労働施策を総合的かつ継続的に推進**していきます。

我が国の労働制度及び働き方における課題の例

| | |
|--------------|---------------|
| 長時間労働 | 育児や介護等と仕事の両立 |
| 非正規雇用労働者の待遇 | 中高年齢者等の転職・再就職 |
| 女性・高齢者等の労働参加 | 中小企業における人材確保 |

働き方改革の効果

- 労働参加率の向上
 - イノベーション等を通じた生産性の向上
 - 企業文化・風土の変革
 - 働く人のモチベーションの向上
 - 賃金の上昇と需要の拡大
 - 職務の内容や職務に必要な能力等の明確化、公正な評価・待遇等
- など

実現する社会

誰もが生きがいを持って、その能力を有効に発揮することができる社会

多様な働き方を可能とし、自分の未来を自ら創ることができるもの

意欲ある人々に多様なチャンスを生み出し、企業の生産性・収益力の向上が図られる社会

労働施策基本方針に掲げる施策一覧

※ (P○) の表示がある項目については、このリーフレットの該当ページで取組等を紹介しています。

<労働施策に関する基本的事項>

| | |
|---|---|
| 1. 労働時間の短縮等の労働環境の整備 | <ul style="list-style-type: none">○長時間労働のは是正 (P 3)○過労死等の防止○中小企業等に対する支援・監督指導 (P 3)○業種等の特性に応じた対策等の推進○最低賃金・賃金引上げと生産性向上○産業医・産業保健機能の強化○安全で健康に働く労働環境の整備○職場のハラスメント対策及び多様性を受け入れる環境整備 (P 4) |
| 2. 雇用形態又は就業形態の異なる労働者の間の均衡のとれた待遇の確保、多様な就業形態の普及及び雇用・就業形態の改善 | <ul style="list-style-type: none">○雇用形態又は就業形態にかかわらない公正な待遇の確保など非正規雇用労働者の待遇改善 (P 4)○正規雇用を希望する非正規雇用労働者に対する正社員転換等の支援 (P 5)○柔軟な働き方がしやすい環境の整備 |
| 3. 多様な人材の活躍促進 | <ul style="list-style-type: none">○女性の活躍推進 (P 5)○若者の活躍促進 (P 5)○高齢者の活躍促進 (P 6)○障害者等の活躍促進 (P 6)○外国人材の受入環境の整備○様々な事情・困難を抱える人の活躍支援 |
| 4. 育児・介護又は治療と仕事の両立支援 | <ul style="list-style-type: none">○育児や介護と仕事の両立支援 (P 6)○治療と仕事の両立支援 |
| 5. 人的資本の質の向上と職業能力評価の充実 | <ul style="list-style-type: none">○リカレント教育等による人材育成の推進 (P 7)○職業能力評価の充実 |
| 6. 転職・再就職支援、職業紹介等に関する施策の充実 | <ul style="list-style-type: none">○成長分野等への労働移動の支援 (P 7)○職場情報・職業情報の見える化○求人・求職情報の効果的な提供及び地域の雇用機会の確保 (P 8) |
| 7. 働き方改革の円滑な実施に向けた取組 (P 8) | |

<労働者が能力を有効に発揮できるようにすることに関するその他の重要事項>

| |
|---|
| 1. 商慣行の見直しや取引環境の改善など下請取引対策の強化 (P 9) |
| 2. 労働条件の改善に向けた生産性の向上支援 (P 9) |
| 3. 学校段階における職業意識の啓発、労働関係法令等に関する教育の推進 (P 9) |

労働施策に関する基本的事項

1. 労働時間の短縮等の労働環境の整備

長時間労働のは是正

背景

正社員等に依然として見られる長時間労働を是正し、働く方が健康の不安なく、働くモチベーションを高め、最大限に能力を向上・発揮することを促進することが重要です

施策の ポイント

- ・**時間外労働の上限規制、年次有給休暇の時季指定や産業医・産業保健機能の強化のための仕組み等**について、**周知徹底・履行確保**に努めます
- ・**年次有給休暇を円滑に取得**できるよう、その**環境整備**に向けた取組を行います
- ・全ての**労働基準監督官がよるべき基本的な行動規範**を定め、労働基準監督制度の適正かつ公正な運用を確保します
- ・労働基準監督官が行う**監督指導など労働基準監督署の運営に関する苦情**について、メールや郵便など**多様な形で受け付け**ができるようになります
- ・**監察官制度を活用し、監督指導の適正な実施や公正な権限行使を徹底**します

中小企業等に対する支援・監督指導

背景

人手不足感の強い中小企業等においては、働き方改革による魅力ある職場づくりが重要であることを踏まえ、中小企業等における働き方改革に向けた取組を推進することが重要です

施策の ポイント

- ・関係省庁が連携して、取引環境改善等のための施策、労務管理改善等の働き方改革に取り組む**中小企業等がワンストップで相談できる体制の充実、人材確保や生産性向上に向けた取組の支援**、課題を抱える業種等の特性に応じた対策等を講じます
- ・中小企業等において、労働関係法令の内容を十分に理解していないことに起因する違反が見られることを踏まえ、**労働関係法令の一層の周知**を図ります
- ・監督指導に当たっては、中小企業等における労働時間の動向、人材確保の状況、取引の実態などに配慮し**中小企業等の立場に立った対応**を行います



職場のハラスメント対策 及び多様性を受け入れる環境整備

背景

職場におけるハラスメントは、働く方の尊厳や人格を傷つけ、職場環境を悪化させる、あってはならないものであり、その対策等を講じることが重要です

施策の ポイント

- ・企業等におけるパワーハラスメント対策の周知啓発や自主的な取組の支援を進めるとともに、**職場のパワーハラスメント防止対策の強化に向けた検討**を進めます
- ・セクシュアルハラスメントや妊娠・出産等に関するハラスメントについて、男女雇用機会均等法等に基づく**企業等の措置**が講じられるよう指導するとともに、実効性を確保するための検討を進めます
- ・多様性を受け入れる職場環境の整備を進めるため、**職場における性的指向・性自認に関する正しい理解を促進**します



2. 雇用形態又は就業形態の異なる労働者の間の 均衡のとれた待遇の確保、 多様な就業形態の普及及び雇用・就業形態の改善

雇用形態又は就業形態にかかわらない 公正な待遇の確保など非正規雇用労働者の待遇改善

背景

同一の事業主におけるいわゆる正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差を解消することにより、我が国が目指す**同一労働同一賃金を実現**し、雇用形態などにかかわらず納得が得られる待遇を受けられ、多様な働き方を自由に選択できるようにすることが重要です

施策の ポイント

- ・関連する法律の周知徹底を図るとともに、説明会の開催や相談窓口の整備、業界別のマニュアルの普及を図ります
- ・有期雇用労働者など、**非正規雇用で働き続けることを希望する方に対し**、能力開発を進め、**希望に応じキャリアアップを図ることができるよう支援**を行います

正規雇用を希望する非正規雇用労働者に対する 正社員転換等の支援

施策の ポイント

- ・正規雇用を希望しながらそれがかなわない非正規雇用労働者に対し、**企業内における正社員転換の支援、転職支援、能力開発支援等**を行います
- ・**無期転換ルールへの対応が円滑に行われるよう周知徹底や相談支援**を行います

3. 多様な人材の活躍促進

女性の活躍推進

背景

職場における男女の均等な機会・待遇の確保を図るとともに、一人一人の女性が自らの希望に応じて能力を最大限に発揮できる社会への変革を促進・加速することが重要です

施策の ポイント



- ・男女雇用機会均等法の履行確保や、その実効性を一層確保するための検討を進めます
- ・女性活躍推進法に基づく**行動計画策定等の企業の取組の促進**や、**女性活躍情報の見える化を促進**します
- ・**子育て中の女性等に対するマザーズハローワーク事業の拡充等を通じた丁寧な就職支援**や職業訓練の実施、育児休業や介護休業等の取得促進等に取り組みます

若者の活躍促進

背景

若者が、自らの意欲や能力に応じて適切に仕事や企業を選択し、その能力を有効に発揮できるよう支援することが重要です

施策の ポイント

- ・**学校と緊密に連携**し、新卒応援ハローワーク等において**職場への円滑な移行や定着**を促します
- ・**フリーター等から正社員就職を希望する方に対して、わかものハローワーク等において綿密な支援**を行います
- ・地域若者サポートステーションの支援等を通じ、若年無業者等の職業的自立を促します

高齢者の活躍促進

背景

働く意欲がある高齢者がその能力を十分に発揮できるよう、多様な雇用・就業機会の確保を図ることが重要です

施策のポイント

- ・継続雇用延長や定年延長を行う企業への助成金の支給や、65歳超雇用推進プランナー等による提案型相談支援等の支援を充実し、**継続雇用年齢等の引上げを進めていくための環境整備**を行います
- ・ハローワークの生涯現役支援窓口の拡充等により**高齢者の再就職を促進**します
- ・地方公共団体等が連携し、**地域における高齢者の就業機会を創る取組**や、**シルバー人材センターによる就業支援の強化**等を行います

障害者等の活躍促進

背景

障害のある方等が、障害の特性等に応じて活躍することが普通の社会、障害のある方等と共に働くことが当たり前の社会を目指していく必要があります

施策のポイント

- ・**地域における就労支援機関による、障害のある方に対する就労支援や企業に対する相談支援**を進めます
- ・**事業者による雇用の分野における障害者差別の禁止及び合理的配慮の提供の着実な実施**を含め、一人一人の状況に応じた就労環境の整備等を図ります

4. 育児・介護又は治療と仕事の両立支援



育児や介護と仕事の両立支援

背景

働く方が、育児や介護と両立しながら働き続けることができるようになるとともに、仮に離職した場合でも、希望に応じて再就職できるような取組を進めることが重要です

施策のポイント

- ・**育児・介護休業法に基づく措置の確実な履行確保や周知**を図ります
- ・**男性による育児休業等の取得**や、**中小企業等における取組を促進する助成金の活用**等により、育児・介護と仕事を両立しやすい職場環境の整備を進めます

5. 人的資本の質の向上と職業能力評価の充実

リカレント教育等による人材育成の推進

背景

長期的な人的資本の形成を促進し、働く方の処遇の改善、企業の生産性向上、ひいては日本経済社会全体の発展にもつながる好循環を生み出すことが重要です

施策のポイント

- ・企業内の人材育成について、中小企業等が取り組む訓練への支援や**キャリアコンサルティングの普及**を図るとともに、**働く方の主体的なキャリア形成を支援**するため、意欲ある個人に対する経済的支援を行います
- ・産業界・大学等と連携した教育訓練プログラム開発等の取組等を推進します



6. 転職・再就職支援、職業紹介等に関する施策の充実

成長分野等への労働移動の支援

背景

働き方に対するニーズの多様化や、急速な技術革新等により、企業・働く方とともに中途採用や転職・再就職のニーズが高まっており、その支援を図ることが重要です

施策のポイント

- ・「**年齢にかかわりない転職・再就職者の受け入れ促進のための指針**」を活用し、**中途採用の拡大**に向けた経済界の機運を醸成します
- ・**中途採用拡大を行う企業に対する助成**を通じて、転職・再就職者の受け入れ企業を支援します
- ・キャリアアップやキャリアチェンジを希望する働く方を対象とした**出向・移籍支援**を通じて、働く方のニーズに応じたマッチングを推進します



求人・求職情報の効果的な提供 及び 地域の雇用機会の確保

背景

ハローワークをはじめ、民間人材ビジネスや地方公共団体等の関係機関が、それぞれの役割を果たしながら、必要に応じて機関同士が連携することで人手不足等の問題に対応し、マッチング機能を最大化することが重要です

施策の ポイント

- ・ハローワークにおいて、**ハローワークインターネットサービスを充実させ、求人・求職情報の効果的な提供**を図ります
- ・地方公共団体等の創意工夫や発想を活かして実施する雇用創出の取組や大都市から地方への就職を後押しする取組を支援することで、**地域の実情に応じた雇用対策を推進**し、地域の産業政策との調和を図ります
- ・災害時には、**被災地域の雇用を守るための取組**や、やむを得ず離職された方々の再就職支援を実施します

7. 働き方改革の円滑な実施に向けた取組

施策の ポイント

- ・地域の実情に即した働き方改革を進めるため、**地方公共団体、中小企業者団体、労働者団体等を構成員とする協議会を設置**し、連携体制の整備を図ります



労働者が能力を有効に発揮できるようにすることに 関するその他の重要事項

1. 商慣行の見直しや取引環境の改善など下請取引対策の強化

背景

中小企業等においては、発注者からの著しく短い期限の設定などにより長時間労働になる傾向があることから、商慣行の見直しや取引条件の適正化を進めることが重要です

施策の ポイント

- ・**取引条件の適正化**のため、関係省庁が連携して必要な取組を推進します
- ・国等が行う契約においても、早期の発注等の取組により、適正な納期・工期を設定するよう配慮します
- ・極端な短納期発注等に当たっては、必要に応じて厚生労働省から**公正取引委員会や中小企業庁に通報する制度の強化**を図ります

2. 労働条件の改善に向けた生産性の向上支援

背景

労働条件の改善を実現するためには、生産性の向上が重要です

施策の ポイント

- ・賃金引上げや経営力の向上につながるような、**生産性向上に資する設備投資等に対する支援**を行います
- ・**働き方改革推進支援センターにおいて、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会等と連携**して、好事例や支援策を提示するなど、**丁寧な相談・支援**に努めます

3. 学校段階における職業意識の啓発、 労働関係法令等に関する教育の推進

背景

若者に働く意義や労働市場の実態の理解を促す等の教育は、適性・能力に応じた就職の実現の基盤であり、重要な意義を有します

施策の ポイント

- ・学校段階において**職場見学やセミナー、インターンシップ等による職業意識啓発等の取組を積極的に推進**します
- ・高校生などの若年者に対して、**労働関係法令や社会保障制度に関する教育を推進**します

「労働施策基本方針」では、このリーフレットで紹介させていただいた取組のほかにも、労働施策に関する各種の基本的事項を示しています。

「労働施策基本方針」の本体（全文）は、厚生労働省のホームページからダウンロードして、ご覧いただけます。

「労働施策基本方針」本体（全文）

労働施策基本方針

検索



<https://www.mhlw.go.jp/content/11602000/000465363.pdf>

このリーフレットに関するお問合せ先など

- 「労働施策基本方針」に関することや、このリーフレットの内容についてご不明な点がございましたら、**厚生労働省職業安定局雇用政策課**まで、お気軽にお問い合わせください。

（連絡先：03-3502-6770）

- 厚生労働省では、「労働施策基本方針」に記載した内容のほかにも、働き方改革の実現に向けて様々な取組や支援を行っています。

詳細は以下の厚生労働省ホームページをご覧ください。

URL : <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html>



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク